

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月25日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第2号

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年亀山市規則第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、 <u>毎年度1回以上</u> 開催する。 2～7 [略]	(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、 <u>毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。</u> 2～7 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。